○国土交通省告示第三百三十八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を決定したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月九日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月九日

国土交通大臣　前原　誠司

(一) 路線名	(二) 区間	(三) 敷地の幅員	延長	備考
北関東自動車道	太田市只上町五八六番から同市市場町一一五四番三地先まで	最大 一九〇（メートル）	一、六七四（メートル）	
		最小 二二		
	足利市鹿島町字向川原二四三番二地先から同市樺崎町字入東二四一一番まで	最大 三一一	一〇、四八〇	
		最小 一三		
	佐野市寺久保町字塩坂一〇五一番から同市富士町字富士山一番二六まで	最大 三五五	一〇、一五三	
		最小 一一		
	栃木県下都賀郡岩舟町大字小野寺字寂光九六九番二から同県下都賀郡岩舟町大字小野寺字長尾七七八番まで	最大 一八八	一、〇二二	
		最小 一一		

○北陸地方整備局告示第七十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年四月九日から二週間一般の縦覧に供する。

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一) 道路の種類	(二) 区間	(三) 変更前後別	敷地の幅員	延長
一般国道	南魚沼市南田中字川原五〇七番一から同市南田中字川原五二二番二まで	前	一六・一二～二五・七七（メートル）	〇〇・四〇二（キロメートル）
		後	一九・三四～四一・〇八（メートル）	〇〇・四〇二（キロメートル）

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第七十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月九日から二週間一般の縦覧に供する。

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一) 道路の種類	(二) 区間	(三) 変更前後別	敷地の幅員	延長
一般国道	新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立字下戸沢二五〇六番四から同町大字神立字薬師堂九八〇番七まで	前	一三・五七～三〇・二五（メートル）	〇〇・三三六（キロメートル）
		後	一八・二四～三六・二五（メートル）	〇〇・三三六（キロメートル）

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第八十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月九日から二週間一般の縦覧に供する。

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一) 道路の種類	(二) 区間	(三) 変更前後別	敷地の幅員	延長
一般国道	三条市新堀字浦田一〇二四番一から同市福島新田字上谷内丁六一五番一まで	前	一四・三三～三四・九〇（メートル）	〇〇・四〇二（キロメートル）
		後	二五・五二～五四・二二（メートル）	〇〇・四〇二（キロメートル）

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○近畿地方整備局告示第百二十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月九日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類	(二) 区間	(三) 変更前後別	敷地の幅員	延長
一般国道	米原市米原字出口二三三番一三から同市梅ヶ原字跡口一一〇〇番一まで	前	一八・八九～三四・四八（メートル）	一・一〇四（キロメートル）
八号		後	一八・八九～一九・一九（メートル）	一・一〇四（キロメートル）

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○近畿地方整備局告示第百二十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月九日

近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	米原市米原字出口二三三番一三から同市梅ヶ原字跡口一一〇〇番一まで	近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年四月九日

○中国地方整備局告示第百一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月九日

中国地方整備局長　福田　功

(一) 道路の種類	(二) 路線名	(三) 区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
一般国道	九号	米子市淀江町今津字岸ノ前一四四番一から同市陰田町六五八番六まで	前 BA	一〇・〇〇～九・七〇（メートル）	八一・五〇〇～一三三六・〇〇（キロメートル）	
			後 BA	一〇・〇〇～九・七〇（メートル）	八一・五〇〇～一三三六・〇〇（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所